

卒業研究

## 新潟県の犬猫の殺処分ゼロを目指して

16L016 向後 秀子

### はじめに：ペットの殺処分



左のイラスト<sup>1)</sup>は、「捨てるくらいなら食べてくれ」という、飼い主に向けた犬の叫びである。2017年度新聞広告クリエイティブコンテストの学生部門で優勝した。

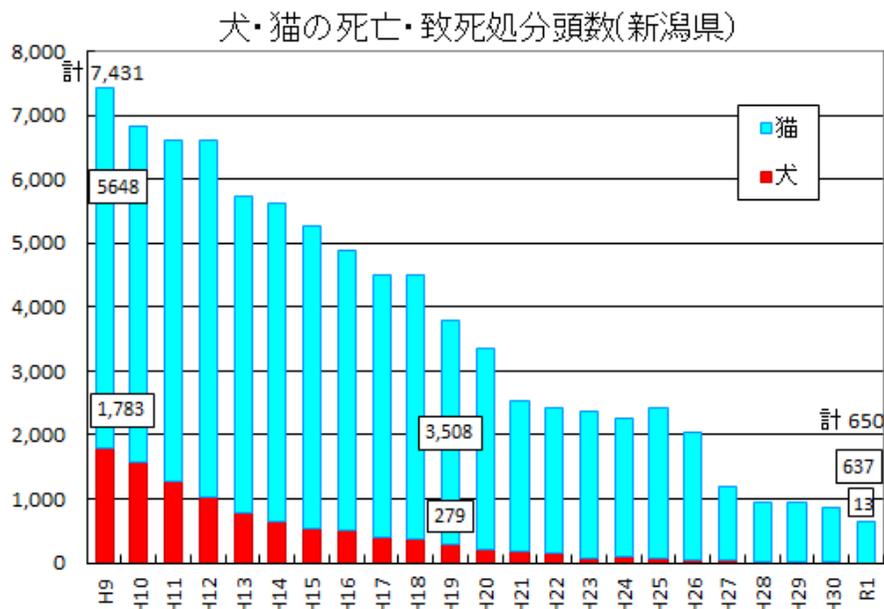
日本では、2019年の国勢調査で1,512万人とされた15歳未満の子どもの数<sup>2)</sup>より多い1,850万頭を超えるペット<sup>3)</sup>が伴侶動物（コンパニオンアニマル）として飼われているという。数値上では、一見ペットの地位は高くなったようであるが、ペットの遺棄が後を絶たず、多くが自治体の保健所や動物愛護センターに持ち込まれ殺処分されている。2019

年度の犬猫の殺処分は32,743匹<sup>4)</sup>で、動物愛護の観点から見て問題視されている。

このことは、全国各地にあるパピーミル（子犬繁殖工場）・ペットオークション（競り市）・ペットショップ（生体小売業者）などのペット産業が、命をビジネスとして大量生産し大量販売して使い捨てる負の流れに原因があり、大きな社会問題であると指摘されている。<sup>5)</sup>これは、生体ビジネスの闇を映し出す問題でもある。

そのような中でも、熊本県・熊本市・広島県・神奈川県・千葉県・千葉市・東京都・尼崎市・札幌市などの自治体が殺処分ゼロを実現した。ペットの殺処分をめぐる負の流れを食い止めることは可能なのか。成功した自治体は、なぜそれが可能であったのか。いまだ実現できない自治体は、何を目指すべきなのか。この論文は、他の自治体では何故伴侶動物とされる犬猫の殺処分ゼロが実現できないのかを、新潟県を典型例としてのケーススタディー対象とし、実現できていない自治体への問題提起をするものである。新潟県を典型例としたのは、2018年度新潟県が犬猫の殺処分数で47都道府県の中で多い方から21位となり、中位に位置したためである。<sup>6)</sup>

図表 1



新潟県では、図表1<sup>7)</sup>に見られるように2016年（H28）に初めて犬猫の死亡・致死処分数<sup>8)</sup>が1,000頭を下回り、2019（R1）年は犬13匹と猫637匹で、計650匹になった。2007年（H19）の犬279匹猫3,508匹、計3,787頭と比較すると、過去12年間で殺処分数を83%減少させている。動物行政と動物保護団体・ボランティアの長年の活動の成果であり、殺処分はほぼ毎年減少してきている。しかし、「ゼロ」という目標にはまだ手が届かない。生体と命の問題である以上、減少の末に「ゼロ」を目標とする必要があるものの、その展望は具体的には示されてはいない。

このような現状の中で、殺処分ゼロの展望、新潟県の動物行政と動物愛護団体・ボランティアの殺処分ゼロへの取り組みの効果、またより有効な取り組み方法の有無を、この論文では検討し、新潟県が伴侶動物の殺処分ゼロを目指すために必要な議論や成功事例からの取り組みの可能性を提言していく。

## 1. 犬猫の殺処分ゼロへの取り組みに関する新潟県での調査活動

2019年6月から8月まで、新潟県の殺処分ゼロに関する量的調査をオンラインのアンケートフォームとエクセルを活用して行った。A・Bの2種類のフォームによるオンライン調査<sup>9)</sup>である。

この調査は6つの柱となる課題に関する質問によって構成されている。

- ① 新潟県における犬猫殺処分ゼロの可能性について
- ② 動物愛護団体ボランティアと動物行政との関係について
- ③ 民間シェルターについて
- ④ 動物愛護に関わる法律について
- ⑤ 東京オリンピックと犬猫殺処分ゼロについて
- ⑥ 殺処分ゼロにおいて最も必要とされるものについて

①③④⑥の回答は、殺処分ゼロの有効な取り組みを検討する上で重要であると判断した。しかし、②と⑤の回答による分析は割愛した。②は他の動物愛護団体を知らないため回答しにくいとする率が高かったことと、⑤は海外で行われてきたように動物福祉の場としてオリンピックを活用する期待が低かったため（そのようなあり方を知らない人が多かったためと思われる）、本調査の分析に役立てることができないと判断したためである。

**図表2** A調査 回答者の内訳（合計18人）

所属	人数	所属	人数
動物愛護団体代表	4	シェルター代表	1
老犬介護施設オーナー	1	ドッグトレーナー	2
ペットショップ店長	2	ドッグカフェオーナー	1
獣医師	1	動物関連の専門学校教官	1
保護犬飼い主	2	ペットフード会社職員	1
県動物愛護協会役員	1	動物愛護センター職員	1

A調査では、日頃から愛玩動物と深く関わっている民間の動物愛護団体・ボランティア・動物関連の仕事をする人達を選択したことにより、動物愛護の見地に立った調査ができた。また、多くが民間であるが一部は自治体と民間をつなぐ立場の人を選んだことで、広範な意見を聴取することができた。調査票を27人に送り回答率は67%、回答を寄せたのは図表2の18人である。

図表3 B調査 回答者の内訳（合計2人）

所属	人数
新潟県福祉保健部生活衛生課	代表 1
新潟県動物愛護センター	
上越動物保護管理センター	
下越動物保護管理センター	
佐渡動物保護管理センター	
新潟市動物保護管理センター	1

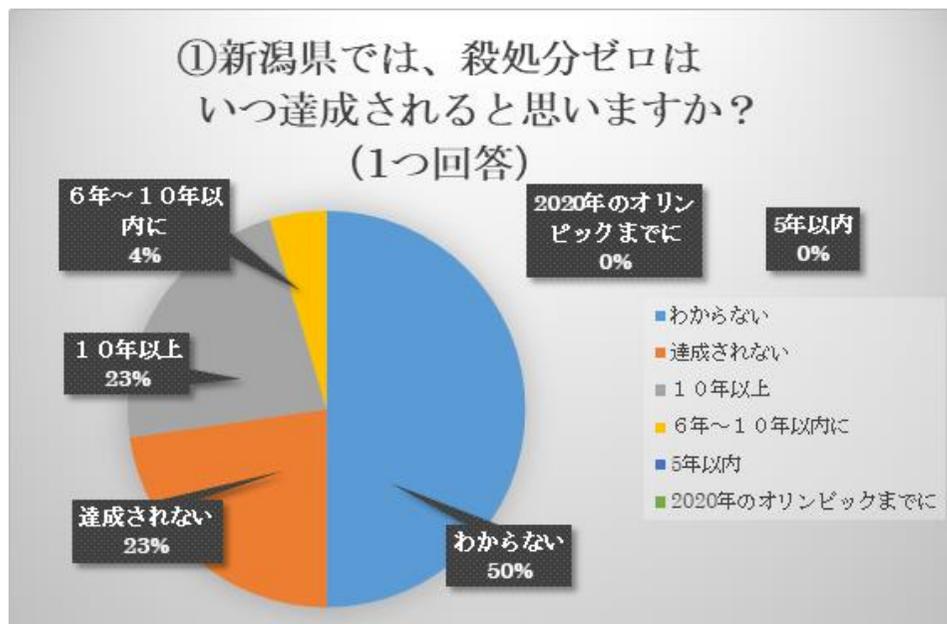
B調査は、新潟県動物行政と各地域動物行政の全てを選択したことにより、県全体の調査ができた。図表3の上から5つの団体については、各団体代表を兼務する同一人物1名、政令指定都市の新潟市は別の代表1名の併せて2名から回答を受け取り、回収率は100%であった。わずかな調査対象ではあるものの、新潟県内の動物行政に影響の大きい人物からの回答であり、有益な検討材料となった。

質的調査については、オンライン調査の回答者の中から、県内の動物愛護に影響の大きい動物愛護団体代表と、責任ある地位の動物行政官を含め計4名に面会し、各1時間程インタビューを行なった。

## 2. 新潟県における犬猫殺処分ゼロの展望

図表4に示された量的調査の質問①<sup>10)</sup>は、新潟県における殺処分ゼロの展望を質問したものである。新潟県の行政・民間両方の96%の回答者が、10年以内の殺処分ゼロは無理であると考えている。中でも、「わからない」が半数を占め、「達成されない」が1/4という否定的な回答が多い。

図表 4



多くの回答者が殺処分ゼロの展望が見えない理由を挙げている。その理由は、大まかに4つの問題に整理される。

1. 殺処分の数値には病死した動物も含まれるから、ゼロにはできない。もともと殺処分ゼロは理想やスローガンに過ぎず、数値目標ではない、といったゼロの数値目標への疑念である。
2. 全ての動物の管理ができるほど施設はないのだから、やむを得ないといったシェルター不足の問題である。
3. 国や県条例等の法整備が弱いという法規制の問題である。
4. すべての人間がきちんと動物の飼育法や責任を理解した上で動物を飼うことができるかは現状では難しい、といった人間の倫理観に関する問題である。

以下はこれら4つの問題について、量・質的調査と文献調査の結果を合わせて分析・検討したものである。

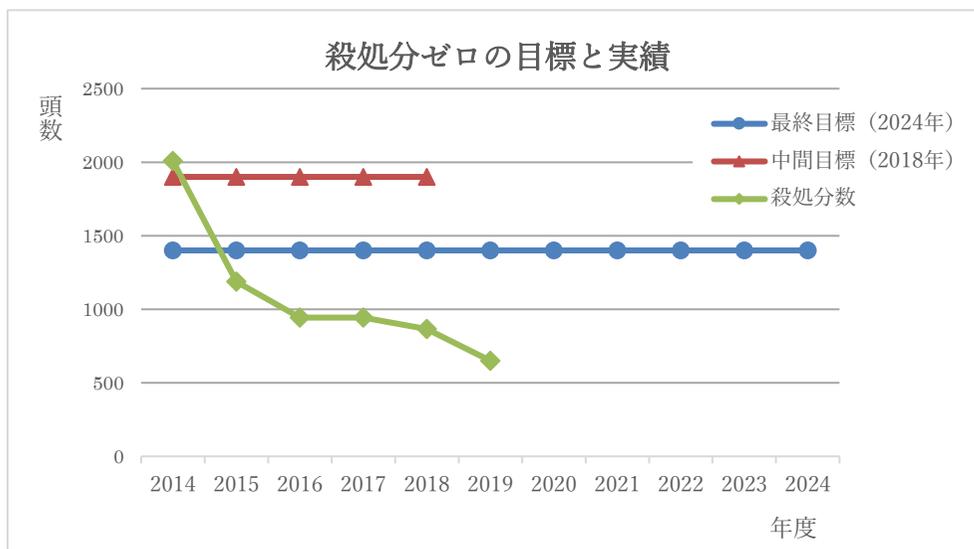
### 3. 展望が見えない4つの問題

#### (1) ゼロの数値目標

1つ目の問題は、新潟県の殺処分ゼロの数値目標に起因する。新潟県では収容中の死亡も殺処分数に含むため、ゼロにすることは難しい。収容中の死亡は頻繁にあることなので、ゼロを目指しているがゼロになることは殆どない。このことで、県民の数値目標に対する諦めや疑念が生まれると分析する。

2019年、犬7年間・猫6年間殺処分ゼロを達成した神奈川県は、殺処分数に収容中の死亡や、瀕死の状態での治療が望めずやむを得ず安楽死させた数を入れていない。<sup>11)</sup> 神奈川県のように実現可能な数値目標を持てば、ゼロは理想論やスローガンに過ぎないという考えを払拭し展望が持てると考える。

図表5



図表5は2008年（H20）3月に策定された新潟県の動物愛護管理推進計画に基づき著者が作成した「殺処分ゼロの目標と実績」のグラフである。図表5のように、新潟県の致死処分数に関する中間目標は、2018年（H30）までに1,900頭、最終目標2024年（R6）までに1,400頭である。既に2015年（H27）は1,189匹で、中間目標・最終目標よりも良い実績が5年間連続している。<sup>12)</sup> 最終目標として設定した「2024年に1,500頭まで減少」よりも既に良い数値に到達していることで、次の目標設定を行うことが必要である。目標値である1,500頭を下回ったのは、図表5の通り、2015年であるにもかかわらず、設定の見直しは

未だ行われていない。そこで、2024年の新たな数値目標を設定し直し、ゼロのゴール時期を県民に広く開示していくことが重要である。明確な数値目標は、県民の殺処分ゼロへの展望に繋がるであろう。

環境省は、2019年から殺処分数を図表6「動物愛護管理行政事務提要の殺処分数の分類」<sup>13)</sup>として新たに①～③に分けて集計するよう通達した。

図表6

動物愛護管理行政事務提要の殺処分数の分類	
①	譲渡することが適切ではない (治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)
②	愛玩動物、伴侶動物として家庭で飼養できる動物の殺処分
③	引き取り後の死亡

2018年12月、環境省中央環境議会動物愛護部会は、この新たな分類を提案した。3つの分類項目を設けることにより、殺処分数を最大限減らす方策になると考えたのである。中央環境議会動物愛護部会は、法学者、獣医学者、生命科学者、副知事、そしていくつかの会（獣医師会、医師会、動物園協会、動物福祉協会、ペット協会、動物愛護相談センター）の代表という、動物と人間に関わる専門家により構成されている。

分類②「家庭で飼養できる動物」は譲渡を積極的に進めていくが、分類①「譲渡することが適切ではない」動物と分類③「引き取り後の死亡」はゼロとすることは現実的に不可能であるからという理由で分けた。<sup>14)</sup>「引き取り後の死亡」を加えれば、ゼロが現実的に不可能なことは確かである。そのため殺処分ゼロを実現している神奈川県は③を殺処分数に含んでいない。

しかし、「譲渡することが適切ではない」動物（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）が導入されたことは、譲渡されるチャンスを失い殺処分される動物が多数出てくる怖れがあると、動物愛護団体が危惧している。犬猫救済の輪（動物愛護団体）は、治療の見込みがない病気・障害や高齢な動物でも、寄り添って生きていきたい家庭があり、看取りボランティアの存在を指摘する。攻撃性があるなら躰のトレーニングを受けさせるべきと訴える。すぐに譲渡不適切にせず、どの動物にも譲渡の可能性を可能な限り追求すべきだと主張する。<sup>15)</sup> 神奈川県動物保護センターの上條光喜業務課長は、かみ癖矯正の訓練による改善の効果（攻撃性除去）や障害を受け入れた譲渡の実例を紹介する。<sup>16)</sup> ドイツのベル

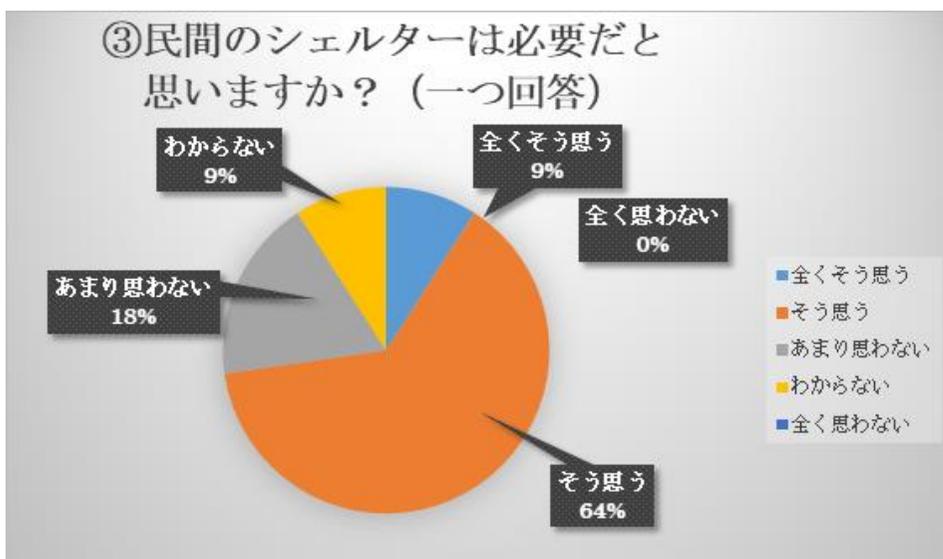
リティアハイム(動物保護施設)の広報担当フラス・スヴェン氏は、「人間からの虐待にあって攻撃的になり、飼い主が見つかりにくい動物でも90%以上新たな飼い主が見つかる。見つからなくても一生このティアハイムに居ることができる」と話す。<sup>17)</sup>

1匹でも多くの命を救うという動物愛護法本来の目的から考えれば、安易な殺処分に繋がりがねない3分類は検討の余地がある。譲渡困難な犬猫の譲渡を推進する施策こそ、環境省や自治体は練らなくてはならない。殺処分数が減少しつつある新潟県においても安直な殺処分がこれ以上進まないために、また、殺処分ゼロの展望を保つために、「譲渡することが適切ではない」動物の定義を検討することが求められる。

## (2) 民間シェルターの必要性

2つ目の問題は、民間シェルターの必要性である。図表7 質問③は、民間シェルターが必要かどうかの質問である。結果は民間シェルターが必要だと肯定する意見が大半を占めた(「全くそう思う」9%。「そう思う」64%。計73%)。

図表7



肯定的な理由に挙げられたのは、民間シェルターによって救われる動物が増えることや、行政とは違う民間の役割への期待や、他県のように民間シェルターの数が増加することを望む声であった。

少数ではあるが否定的な意見として、雑誌やSNSから他県の民間シェルターの収容オーバーによる事件<sup>18)</sup>に影響を受け、民間シェルターの力には限りがあるとの判断や、シェル

ターは行政がするものだという考えや、保健所と同レベルの機能を民間に期待できないというものがあつた。しかし、コメントに一般論が多いことから回答者の多くが、県内の民間シェルターが適正な終生飼養を行っている情報を得ていなかったことが読み取れる。このことから、情報不足が否定的見解の原因となつていたことが推察される。

次に民間シェルターとは違う判断基準によって運営される行政シェルター特有の問題について考える。2018年12月中央環境審議会動物愛護部会時に委員が、行政シェルターの頭数の過密化について言及している。殺処分を避けると、収容頭数の増加、飼養管理日数の長期化により、収容能力を超えるおそれがある。1頭ごとの飼養管理の質が低下することを避けるため殺処分は致し方ないと説明した。<sup>19)</sup>

作家の片野ゆかは、10年にわたる熊本市動物愛護センターの殺処分ゼロへの闘いを記録した。行政シェルターでは、法律で飼い主からの受け取り拒否が認められるようになってからも、どんどん保護動物が増えている現状がある。スペースと人員は限られており、動物達のQOL（飼育の質）が次第に低下し、譲渡には程遠い状況になっている。片野は、スペースを確保するために、殺処分という選択肢が常に付きまとうのが、行政シェルターであることを明らかにした。<sup>20)</sup> 動物愛護を掲げながら殺処分を進めざるを得ない矛盾を抱えているところに、行政シェルターの限界がある。

行政シェルターの限界を克服した外国の事例を挙げる。ドイツのティアハイムである。「動物の家」を意味するティアハイムは、寄付を資金として運営されている動物保護施設である。ドイツは、生体販売を実質停止したことにより需要を上回る動物の供給がなくなり、ティアハイムで里親探しや動物の終生飼養が可能になり、原則殺処分がなくなった。現在ではドイツ国内に500あるティアハイムは、設備も寄付も充分とっていい。運営は民間で行われており人材やボランティアも充実している。ティアハイムよつて、ドイツは「動物福祉先進国」と呼ばれるのにふさわしい国になっている。<sup>21)</sup>

新潟県には、シェルターが1つだけある。新潟市西蒲区の「にいがたアニマルガード」<sup>22)</sup>である。以下に、著者が敬和学園大学の敬和アニマルレスキューサークルでボランティア活動を行なつた体験と当時の聞き取りをもとにこの施設の実情を付記する。

2020年には、犬10匹以上、猫54匹以上がこのシェルターで暮らしている。建物は広く清潔で、奥には、最期まで看取つた多くの動物達の遺影が飾られている。少人数のスタッフとボランティアであるが、病気の犬や老犬の看護介護をしている。行政から動物愛護のための補助金はない。寄付金や寄付物資だけでのシェルターの経営は現在、困難に直面している。

にいがたアニマルガードの施設長は、「最期まで一匹たりとも見捨てない。民間シェルターが無ければ行き場がなく殺処分される動物がたくさんいる。資金がなく閉鎖したシェル

ターは多い。行政が民間シェルターに協力して継続させてこそ、新潟県の動物保護の未来がある」と訴えた。

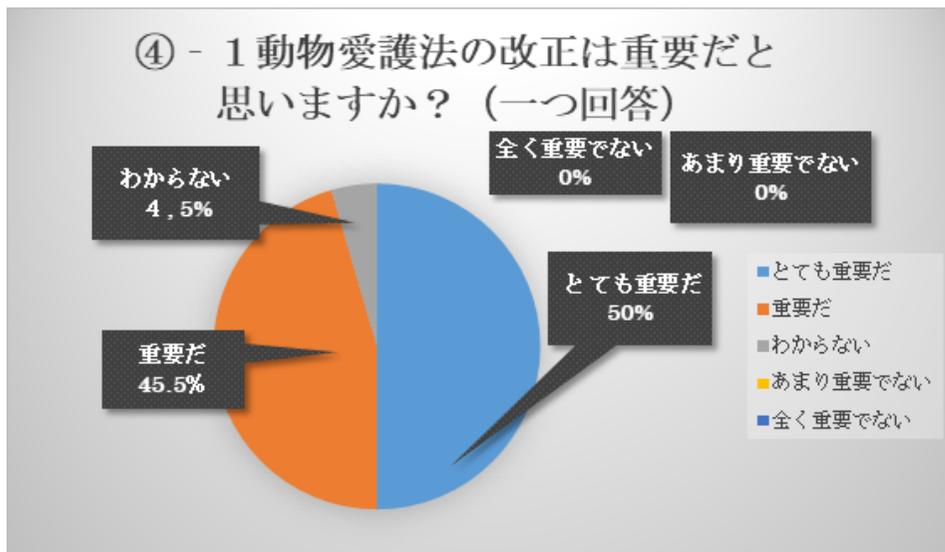
新潟県はふるさと納税で、猫のTNR保護事業（捕獲し避妊手術を施し、元の場所に戻す）を行っている。著者は民間シェルターへもふるさと納税事業を拡大すべきであると考えている。行政の支援を得て民間シェルターが継続される成功事例が増えれば、他にも民間シェルターを作る動きが出てくる可能性があるであろう。複数の民間シェルターが行政シェルターのスペース不足・人材不足を補うことができれば、殺処分ゼロの展望は高まる。

### （3）動物愛護法整備の必要性

3つ目の問題として、地域行政に密接に関わる動物愛護を進めるための法整備について考える。図表8 質問④は動物愛護法改正の重要性についての質問である。結果は動物愛護法改正の重要性を肯定する意見がほとんどを占めた（「とても重要だ」50%。「重要だ」45.5%。計95.5%。）。

回答者は、「動物福祉は努力義務ではなく法規制がなければ守れない」、「社会の変化に法改正が追いついていない」、「他国に比べ遅れをとっている」等、現在の動物愛護法の不十分さを指摘している。この不十分さが、殺処分ゼロの展望を持っていない原因になっている可能性が伺える。

図表8



ペット流通業界を専門に取材する朝日新聞記者の太田匡彦は、動物愛護法の不十分さを

指摘する。「ペットビジネスの闇を動物愛護法は規制しきれていない」として、日本独特のペットオークション（競り市）について詳細に説明した。

ペットオークションという「大量供給」の場がなければ、ブリーダー（繁殖業者）による「大量生産」、ペットショップによる「大量販売」はできなかった。ペットオークションは日本における生体販売ビジネスが巨大な流通小売業に成長するために必須の場である。ペットビジネスは過去30年間で急成長し、数十店から百店前後の規模で展開する大規模チェーンペットショップの10社以上の存在を可能にした。<sup>23)</sup>

ペットオークションは、動物愛護法2012年改正で登録制になり、ようやく実態が可視化されるようになる。2018年には全国に24か所のオークションがあることが明らかになった。<sup>24)</sup> 通常、会員業者300～400に数百匹の小犬（現在は子猫も販売）が1匹平均十数万円で毎週販売され、全国に流通されていく。大きな会場では、1,000業者が集まり1,000匹単位のペットが取引される。<sup>25)</sup> 年間の売上高は、一つのオークションで数億円から数十億円になると推計できる。<sup>26)</sup>

次にこのペットオークションを経由するペット流通過程の7つの懸念事項をあげる。

ペットオークションの第1の懸念事項は、トレーサビリティ（生産出荷履歴追跡）の障壁である。ペットショップ大手コジマの小島章義会長は、ペットオークション利用ではブリーダーが直接見えないため、トレーサビリティはしにくいと指摘する。<sup>27)</sup> 飼い主は、購入した犬猫の親や育った環境に由来する身体的な特徴や性格を知らされない場合が多い。それが理由で飼育困難になった場合、遺棄へと進む可能性が大きくなると考えられる。

第2の懸念事項は、動物虐待をしているブリーダーも法律の規制を受けずペットオークションで犬猫を販売できることである。「オークションが存在するから、素人だろうが、悪徳業者だろうが、ブリーダーとして商売ができる。動物取扱業の登録さえしておけば、特別な審査もなく誰でもオークションに入会できる。」と大手ペットショップチェーン経営者は証言する。<sup>28)</sup> これは、許可制ではない登録制の欠陥でもある。

第3の懸念事項は、諸外国の愛玩動物問題に比べ、日本にばかり遺伝性疾患が異常に多いことである。犬の遺伝性疾患の専門家である鹿児島大学共同獣医学部の大和修教授は、人気犬種がマスコミで報道されると、ブリーダーは短期間で可能な限り多くその犬種の個体を生産する努力を払う。大和はそのような土壌が、遺伝性疾患を作り出す要因と推測されると話す。<sup>29)</sup> 犬の健康よりもペットオークションにおいて高値で販売することが優先してしまっているのである。

一例として、高値で取引されるミニチュアダックスフンドの白い毛が混じった「ダブル」について説明する。奈良県葛城市の新庄動物病院の今本成樹院長は、この種類を生ませるには、マール遺伝子（目や耳に障害を引き起こす可能性が高いとされる遺伝子）を受

け継がせる必要があると言う。マール遺伝子を持った犬同士の交配では、死産や小眼球症、難聴になる個体が確認されている。交配の際、最低でも一方だけがキャリアー（保因者）であることを確認しなくてはならない。既に犬の遺伝性疾患には、キャリアーや発症した犬を見つけるための遺伝子検査が約100の病気で可能になっている。<sup>30)</sup> ブリーダーがこのような遺伝子検査を積極的に行えば、日本の遺伝性疾患は改善できると指摘する。<sup>31)</sup>

第4の懸念事項は、殺処分数を上回る数の子犬子猫が流通過程で死亡していることである。犬の例をあげると、2017年度の繁殖から小売りまでの死亡数は18,792匹であった。全国の自治体による殺処分は8,711匹であるので、流通過程での犬の死亡は殺処分数の2倍以上で1万匹も上回る。実情では、全ての業者が「犬猫等販売業者定期報告届出書」の提出義務を守っているわけではない。よって、実際数はこれ以上であると推測される。<sup>32)</sup>

大手ペットショップチェーンの獣医師によると、店舗に入ってくる段階で下痢や嘔吐、食欲不振が多いのは、暑さ寒さが厳しい時期の輸送ストレスにも原因があると言う。国内販売の6割の子犬子猫は、ペットオークションで仕入れた後、一旦流通拠点に集約され、その後各店舗に配送される。子犬子猫は、生後間もない時期に3・4回車や飛行機による移動を経験するのである。その他、感染症の広がりや死亡する例も多い。その獣医師は消費者が手にする前の繁殖業者・ペットショップでの劣悪な飼育環境も問題であると話す。<sup>33)</sup> 子犬子猫に対する過酷な輸送環境、粗悪な飼育環境を原因とするおびただしい死亡が明らかにされている。

第5の懸念事項は、大量遺棄の問題である。2013年埼玉県でのチワワばかり33匹の売れ残り犬の大量遺棄事件、2014年栃木県で純血種小型犬成犬のみ45匹の死体遺棄事件が世間を騒がせた。<sup>34)</sup> 一般的に流通・小売業者の販売現場では、売れ残った「不良在庫」の処分が生じる。命ある犬がこれらの一般商品と同様に在庫処分されたのである。「大量生産」、「大量販売」と並んで「大量遺棄」は、一般の商品と同じ循環の中に位置付けられる構造的な問題といえる。また、「大量消費」のためにショップの店頭では衝動買いを促す営業努力が行われているため、この構造の中では販売の段階で、消費者（飼い主）による安易な遺棄も誘発する要素があることも見逃してはならない。<sup>35)</sup>

第6の懸念事項は、「引き取り屋」と呼ばれる、法律の網の目をくぐり、売れ残った犬猫を引き取るビジネスの存在である。販売や保管を目的とする第一種動物取扱業者は登録が必要である。しかし、引き取りをするだけという名目では登録の必要はない。このように「引き取り屋」は闇ビジネスであり行政の目が届きにくい。<sup>36)</sup> 2012年の前回の動物愛護法35条の改定から、保健所などの行政は、動物取扱業者からの犬猫の引取りを拒否できるようになった。身勝手な理由でブリーダー・ペットショップなどの動物取扱業者が動物を保健所に捨てないようにし、販売できなかった動物の終生飼養を求めたからである。<sup>37)</sup> しか

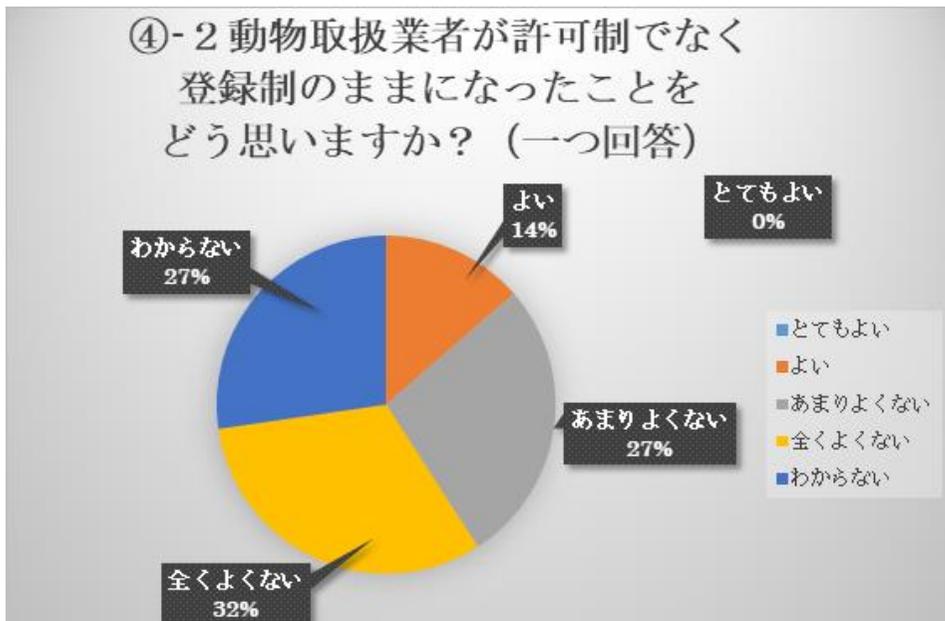
し、動物取扱業者は、売れ残った犬猫を「引き取り屋」に売っていたのである。

栃木県の「引き取り屋」は、売れ残りの犬を80匹100万円で繁殖・販売業者から買い取り、運送中に殆ど死なせてしまった。<sup>38)</sup> 他の「引き取り屋」は、常に150匹ほどの犬を3人で飼育し、それをもって適正飼養と弁明していた。しかし獣医師が確認したところ、換気できる窓もなく糞尿のにおいが充満し、ケージに清掃の後は見られなかった。そのため骨格異常、毛玉まみれの皮膚炎、眼病等が各個体に起こり、およそ適正飼養とは程遠いその状況は、明らかな動物愛護法44条（動物虐待）違反であった。しかし、最終的にはこの「引き取り屋」は不起訴処分になっている。行政による取締りが有名無実化している実態がある。<sup>39)</sup> 「引き取り屋」に引き取られた売れ残り犬達は、この例のような動物虐待に晒される現状がある。

第7の懸念事項は命のビジネスの倫理上の問題である。元動物議連衆議員議員の藤野真紀子は、「命をモノのように認識し、モノのように扱う場。生まれてすぐの子犬があのような形で人目にさらされ、親兄弟と切り離されていくペットオークションというシステムは、一般人の感覚では受け入れがたい。」と証言し、<sup>40)</sup> ペットを扱う業者の倫理観が麻痺していることを訴えた。動物と人間の垣根を外して考えるなら、かつて米国などに存在した黒人奴隷市場を連想するとわかりやすいであろう。

ペットの流通過程で犬猫の一定数が死亡したり、捨てられたり、虐待・虐殺されたりする。このような大量な命の犠牲のもとに生体ビジネスは発展を遂げてきた。<sup>41)</sup> この「大量生産」、「大量販売」、「大量遺棄」という、構造的な問題を抱えたビジネスモデルをペット業界は継続しようとしている。<sup>42)</sup> この高度経済成長期さながらのビジネスの在り方は、近年先進国で大きな潮流となっている動物の権利や福祉を軸とした考え方や実践とは逆行している。日本のペット流通においてなかなか命の倫理が浸透しないことにも、殺処分ゼロの展望を持つことができない理由があると考えられる。<sup>43)</sup>

図表9



3つ目の問題の法整備についてもう1点考える。図表9 質問④-2は動物取扱業者が、2019年の法改正を経てもなお、許可制ではなく登録制のままになったことについての意見を聞いたものである。許可制とは、動物取扱業者に、教育・実務経験・認定研修・試験などを経てそれ相当のライセンスの取得を義務づける制度だが、登録制ではライセンスは必要ない。結果は半分以上の回答者が、登録制継続について否定的であった（「全く良くない」32%。「あまり良くない」27%。計57%）。許可制を望む声の主たるものは、「登録制のままでは金儲けを優先する質の悪い業者を排除できない」「許可制になれば悪徳業者を減少させられる」という意見であった。

一方、14%の回答者は登録制を支持した。「現在の動物愛護法と登録制を十分に生かせば規制できる」、「登録制をきちんと運用しなければ規制できない」、「登録制も許可制も大きな違いはない」という意見であった。

東京弁護士会は、動物愛護法に反する悪質な業者が取り締られていない現実を示し、動物販売を登録制ではなく許可制とすることを勧めている。この説明の中では、311の動物愛護団体が2019年改正時に許可制を強く求めたことが示されている。<sup>44)</sup> 2019年のこの改正では、許可制導入について議会で全く議論されなかった。許可制以前の、「8週齢規制（生後8週間までの販売規制）」を実現することに多くの時間が費やされたからである。東京弁護士会が示すこのような情報の共有が、許可制を求める議論を進めるために必要である。

東京弁護士会が示した、登録制の欠陥を如実に示す事例を紹介する。東京弁護士会によると、10年以上前から東京都昭島市の動物行政に、動物虐待が推測させると住民から苦情が寄せられていた。行政は何度も立ち入り検査を行ったが、動物愛護法の規制内容が具体性を欠いているため、現場に赴いた行政担当官が指導を行えなかった事例である。

動物愛護法に基づき図表10の細目がある。しかし、「自然な姿勢」、「日常的な動作」が具体的に何を指すのか、「十分な広さ及び空間」は何か、「動物の種類及び数」、「ケージ等の構造及び規模に見合った」は何かなど、動物取扱業者にも行政担当官にもわからなかった。<sup>45)</sup> このような曖昧な数値基準では登録制の下で適正な規制はできない。

図表10 「第1種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理方法等の細目」

(2006年環境省告示)

細目番号	内容 (下線 向後)
細目3条1号第1文	ケージ等は、個々の動物が <u>自然な姿勢</u> で… <u>日常的な動作</u> を容易に行うための <u>十分な広さ及び空間</u> を有するものとする
細目5条1号ハ	ケージ等に入れる <u>動物の種類及び数</u> は、 <u>ケージ等の構造及び規模に見合ったもの</u> にすること

「中央環境審議会（動物愛護のあり方報告書）」（7頁）によると、動物取扱業等に対する行政による登録取り消し件数は、2010年3件、2011年0件、2012年0件、2013年0件、2014年0件である。第一種動物取扱業者に対する法第24条第1項に基づく立入検査件数は、図表11のように2015年～2019年まで全国都道府県・指定都市合計が2万件前後であった。一方で、「動物愛護管理事務提要（平成27～30年度版）」によると、それぞれの年度の登録取り消し件数は殆ど0である。法に照らして取り扱いが不適切なため立ち入り検査をしても、規制内容の不明確さから登録取り消しまで行かないものが毎年2～3万件近くある。<sup>46)</sup> 現行法の登録制では的確な取り締まりは実行されていない実情がある。

図表11<sup>47)</sup> 第一種動物取扱業者に対する立入検査件数

(全国都道府県・指定都市合計)

年度	立入検査件数	登録取り消し数
2015	19,957	0
2016	19,815	0
2017	28,611	1
2018	25,126	0
2019	22,078	0

2012年動物愛護法改正の際になされたパブリックコメントは、約3万7000件の意見のうち99.9%が許可制を導入すべきとするものであった。<sup>48)</sup>

登録制をとる現行制度では、勧告違反・命令違反という2段階を満たさなければ罰則を科すことができない。また、公平に取り締まることができる許可制とは異なり、必ず実行しなくてもよいため都道府県毎のばらつきがある。現行の法律下での取り締まりには、都道府県知事の積極的な意志が不可欠である。<sup>49)</sup>

一方、許可制とすれば、自治体の管理はより容易なものとなろう。学習院大学で行政法を専門とする櫻井敬子は著書『行政法（第5版）』（78頁）で、「『許可』とは、本来誰でも享受できる個人の自由を、公共の福祉の観点からあらかじめ一般的に禁止しておき、個別の申請に基づいて禁止を解除する行為である」と定義する。許可制にすることで、許可された業者にのみ営業を許すことになるため、自治体が管理・飼養者、飼養施設、管理方法などを営業開始以前に総合的・個別具体的に判断することになり、入り口でのより慎重な判断が期待できるようになる。<sup>50)</sup>

現在の日本の動物行政の人手や実行力は十分ではない。2016年朝日新聞の全国115自治体へのアンケートによると、59%が人手不足と回答している。提出が義務付けられている「犬猫等販売業者定期報告届出書」の99自治体の回収率は87%であり、大阪市、福岡市は50%台であった。<sup>51)</sup> 許可制により入り口で安易に営業参入を許さないことで、不適切な動物取扱業者を取り締まる行政の実行力は高まるはずである。

適切な取り締まりのためには明確な数値基準が欠かせない。2019年の動物愛護法改正により、数値基準は環境省令で2年以内に明確化することとなった。どのような基準がモデルになるのか欧州の基準を先進的事例として紹介する。

欧州各国では、動物保護を目的とした具体的な数値基準が細かく決められている。図表12は飼育環境を規制する法律の一部である。例えば、日本の大半の犬小屋はこの条件を満

たしていない。<sup>52)</sup>

図表12 欧州の数値基準

項目	国	内容	出典
檻 <sup>53)</sup>	ドイツ	床の各辺の長さは少なくとも犬の体長の2倍はなくてはならず、また、どの辺も2mより短くはならない。	2001年 犬の保護に関する条例 第6条
自然採光 <sup>54)</sup>	ドイツ	室内には十分に新鮮な空気が確保されなければならない。自然採光のための窓の大きさは室内の床面積の少なくとも8分の1の大きさがなくてはならない。	同 第5条
繁殖制限 <sup>55)</sup>	イギリス	犬の繁殖制限が、出産年1回まで。1匹の上限回数が6回である。	
	フランス	2年間で3回を超える出産はさせてはならない。	
飼育者 <sup>56)</sup>	ドイツ	10頭までの繁殖犬とその子犬ごとに、主務官庁によってライセンスを与えられた知識や能力のある1人の飼育者を置かなければならない。	同 第3条
罰金 <sup>57)</sup>	ドイツ	守れないときは、第12条の秩序違反となり刑罰や罰金が科される。	同 第12条

欧州のように明確な数値基準を持てば、不適切な動物取扱業者への取り締まりは容易になり動物の飼養環境は向上するであろう。

ギリシャは、急激に進化する「動物保護振興国」として、2004年開催のアテネオリンピック前に全野犬保護を完遂した。財政危機の中でも2012年の法改正で、動物虐待の罰則及び飼い主の義務を具体的に示し規制強化した。この時ギリシャは欧州で初めて、サーカスで動物の使用を禁止する法律を制定した。<sup>58)</sup> また、2014年の法改正では、8週齢規制の違反者に1匹につき1,000ユーロの罰金を科した。許可制であるためライセンスのない者が動物取扱業をした場合、1匹につき1,000ユーロの罰金を科すなど従来以上に罰則を強化した。このため、アテネ市のほぼ全てのペットショップが生体販売をやめ、ペットフードやペットの医薬品・グッズのみを売る店になった。<sup>59)</sup>

日本も、ギリシャのように飼養における数値基準と罰則強化を実現できれば、ペットショップでの生体販売は採算が取れなくなり、販売不可能となることを見込まれ、実質的な販売禁止につながる。<sup>60)</sup> 生体販売を原則禁止することができれば、犬猫を飼いたい者が動物保護施設（シェルター）などから犬猫を譲渡されることにより殺処分をゼロに近づけることが可能になるであろう。<sup>61)</sup>

現在のペット業界の売り上げは、出版業界とほぼ同規模であり、大規模なビジネスに成長したと言える。その儲けの構造は多くのペット業者にとって手離しがたいものとも考えられる。一方でペット業界最大手コジマの小島章義会長は、生体販売を中止することを考えているという。生体販売に頼らない収益構造にするために、医療・物販・サービス部門を強化するのである。<sup>62)</sup> 新潟市のペットショップ「スマイルワン」（新潟市中央区万代1丁目）は2019年4月から生体販売を中止した。その店長は、「生体販売を中止しても、ペットフード・グッズの販売や犬のしつけ教室等により売り上げは減少していない。ショップを保護犬・猫の譲渡会会場に使ってもらっている。店の在り方を変えたことで、殺処分問題解決に協力できればいい。」と語った。<sup>63)</sup> これらは、法規制の結果生体販売を止めたギリシャのペットショップと同じ考え方である。このような業界自身による浄化作用や未来のあるべき姿が、日本においても広がることを期待する。

2019年動物愛護法改正では、登録制の問題が課題として残された一方で、主要な論点となったのは、8週齢（生後56日）販売規制である。諸外国では、8週齢以前に母犬や兄弟犬から引き離すのは、社会性が育たず免疫的にも弱い個体になるとして規制されている。2019年改正では、公布から2年以内と、初めて規制が始まる期日が設定されたが、柴犬、秋田犬、紀州犬、甲斐犬、四国犬、北海道犬の6種の日本犬は規制対象から除外された。アンケート回答でも、56日規制に賛成する一方で、6種除外に疑問を投げかける意見が主に獣医師やその資格保有者から寄せられている。

太田匡彦は6種除外について、小さい方がかわいいと考えられよく売れる、早く販売に出せば飼育のコストがかからないという利益優先の考えを、6種の日本犬を犠牲にして温存させてしまったと結論づけた。動物愛護法改正プロジェクトチーム座長榎原秀樹衆院議員は、2019年5月21日超党派の「犬猫の殺処分ゼロを目指す動物愛護議員連盟」の会議で、秋田犬保存会・日本犬保存会に繋がる政治家が6種除外を薦めた旨を発言した。<sup>64)</sup>

日本においては、利益優先の業界の考え方が、政治の世界にも強い影響を与えてきた。ペット業界も例外ではない。政治家個人と業界の繋がりにより、命より利益が優先される社会の改革の必要性を、6種の日本犬除外が示している。

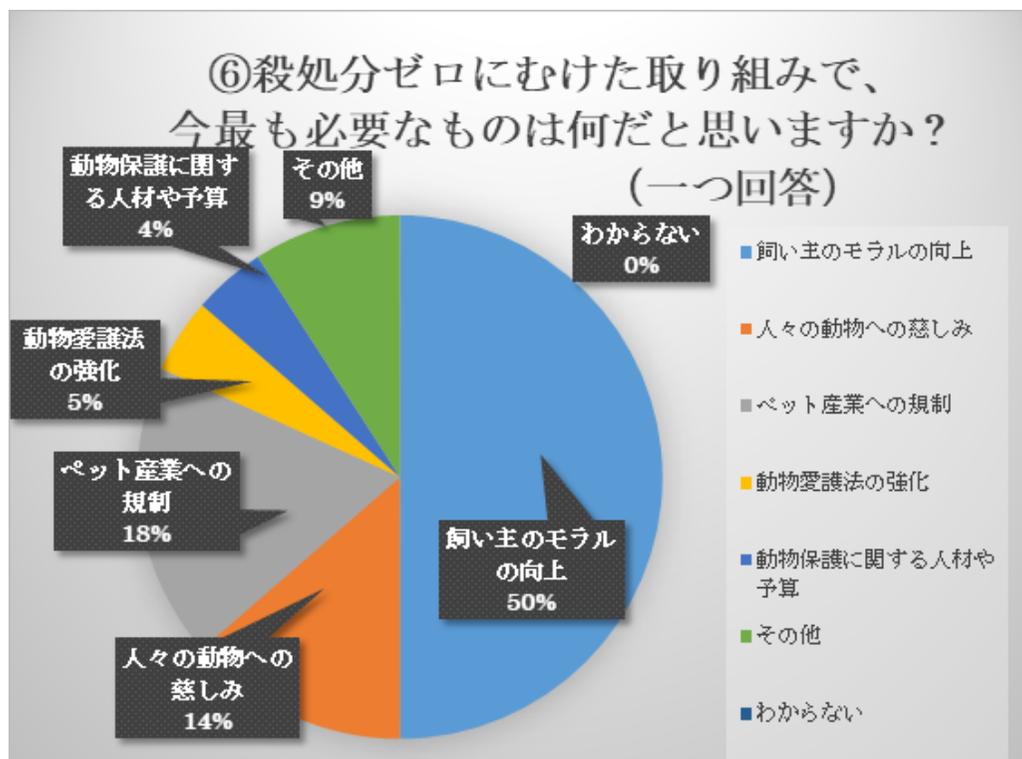
上述の例の通り、動物愛護法改正時にも利益優先の考え方が横行し、動物愛護のための十分な改正に至らないケースが頻繁に見受けられる。地域行政や関係者が殺処分ゼロの展

望を持つことができない理由は、このような法改正の困難にあると考えられる。

#### (4) 人々の動物に対する倫理観

4つ目の最後の問題として、人々の動物の命に対する倫理観について考える。図表13質問⑥は、殺処分ゼロのために、回答者が今何を最も必要な取り組みと考えているかについて質問した。その結果、回答者は人間のモラル・倫理観を重視していることが明らかになった（「飼い主のモラルの向上」50%。「動物への慈しみ」14%。計64%）。人々の倫理観が向上し動物を慈しみ犬猫を捨てなくなれば、殺処分ゼロに大きく近づくことの客観的可能性について、本項では議論する。

図表13



この質問への個別コメントとしては、「動物は人間より弱い存在だ。人間が動物に寄り添い法律や行政ルールを作り守ってあげなくてはならない。」が顕著なものである。これは、人間と同じ被造物である動物に対する人間の倫理的責任を主張しているドイツの「動物保護法 (Tierschutzgesetz)」と通じる内容である。<sup>65)</sup> ドイツでは2002年、憲法にあたる最上位法である「ドイツ連邦共和国基本法」第20a条においても、「国は、来るべき世代に責任

を果たすためにも…自然的生存基盤および動物を保護する（下線部追加）」として、動物保護規定が基本法に導入された。これは、「人間の、動物に対する接し方を倫理的に責任あるものにするという動機」に基づいた追加であった。<sup>66)</sup> 命と暮らすという重さを自覚し家族としてペットを受け入れ、最後まで飼って命を全うさせるという点で一致していたアンケートのコメントは、動物に対する人間の責任ある行動を訴える倫理感の高いものであり、ドイツの基本法改正における議論と共通の理念に基づくものである。これは日本においても今後、目指されるべき議論と考えて良いであろう。

これらを踏まえ、人間と動物との関係・動物倫理向上のために日本においてどのような原則を立てることが有意義であるか、殺処分ゼロへの展望を持つヒントがどこにあるのか探りたい。

#### a) 動物愛護思想と日本の仏教

日本の仏教における動物愛護思想の一例について、以下に紹介する。

愛犬家Kさんへのインタビュー：

10数年飼っていたラブラドルが亡くなり、県内にあるペット霊園に遺骨を安置した。飼い主であったKさんは、その霊園を管理する寺（曹洞宗）の住職、通称「ペットのお坊さん」の説話が心に響くと話された。

その説話の内容は、「仏教において全ての命は等しく尊い。動物も家族として絆を結ぶことができ、共生していくべきものである。あの世でまた逢えるかもしれない。愛情と感謝の気持ちとして、ことある毎に供養したい」というものであった。<sup>67)</sup>

この住職は、自治体に招かれ講演活動を連続して行い、新潟県内動物愛護センターが主催した動物フェスティバルの県内講師でもあった。日本においては、仏教の命の平等や共生などの思想が動物愛護に影響していると言える。

このように、仏教は、日本の動物愛護思想の根拠の一つと言える一方で、死後に関心の重点が置かれている。この住職の説話においては、現実の世界でも、命の平等や動物との共生を唱えている点で、欧米の動物保護思想と共通性がある。この説話のような仏教の考えは、日本人が犬猫の殺処分ゼロの展望を持つヒントになる可能性がある。

欧米では、1970年代に動物の権利運動が起こり、哲学や法律の観点から日本よりも深化した動物に対する議論と取り組みがある。欧米の動物の解放や権利運動の提唱者の中から、それぞれ異なった主張をするピーター・シンガー、ゲイリー・L・グランシオン、ローリー・グルーエン3人を紹介し、欧米の動物保護思想に殺処分ゼロへの展望を見出すヒントを探りたい。

## b) 哲学者による動物の権利思想

ピーター・シンガー (Peter Singer: b.1946) は、動物の権利思想に功利主義的根拠を与えたオーストラリア出身のアメリカの哲学者である。全てのものが幸福を追求できるという功利主義の立場から、動物が苦しみを感じることができる以上、それを考慮しないのは道徳に反すると主張した。動物の利益を人間と同じように平等に配慮しなくてはならないという、平等の原理がその思想の根幹にある。シンガーは、人間の動物への扱いの中でも特に、生まれてから屠殺まで苦しめ続けられる工場畜産、不必要な実験の犠牲にする動物実験に反対している。<sup>68)</sup>

シンガーの哲学者としての議論の中にも、動物の苦しみを人間の苦しみに重ね合わせる視点がある。動物も同じように痛みを感知し、それから逃れる権利を持っているシンガーのような動物の権利を認める視点を社会が広範に獲得することにより、動物の命に対する倫理観が高まり、殺処分ゼロの展望を持つヒントになる可能性がある。

シンガーは、人種差別や女性差別があってはならないのと同様に、人間の小さな利益のために動物の大きな利益を犠牲にするような態度を「種差別」と呼んで反対している。<sup>69)</sup> 欧米では、人種差別・女性差別をなくそうとする人たちがその権利思想の延長線上に動物への差別「種差別」をなくそうとしていると考えることができる。

一方、日本においては、種差別以前の議論である人種差別・女性差別についての議論が十分に進んでいない現状がある。2005年、国連人権委員会が、被差別部落・アイヌ民族・琉球・沖縄の人々を訪問しヒアリング調査を行い、日本政府に「日本社会に人種差別および外国人嫌悪が存在することを正式にかつ公的に認めること、人種主義、差別および外国人嫌悪を禁止する国内法の採択」を勧告した。ところが、日本政府は公式の反応を未だに示していない。<sup>70)</sup> 勧告以来14年間、日本政府は社会における人種差別問題に対する積極的対応を示していない。そのような中で在日朝鮮人とその子孫、外国人技能実習生、外国人、移住者や難民といったマイノリティーへの差別や人権侵害が連綿と続いていることが、国連人種差別撤廃委員会により指摘されている。<sup>71)</sup>

女性差別については、経済・教育水準・保健・政治に関わるジェンダー・ギャップ指数が、2019年時点での世界ランクで、日本は153カ国中121位であった。主要7カ国 (G7) 中最下位となった。<sup>72)</sup> 女性差別に対する取り組みも日本で進んでいるとは言い難い。このような社会で、種差別の廃絶を目指すことは可能であろうか。

京都大学で科学哲学を専門とした伊勢田哲治は、「日本では、殺処分反対運動のような動物保護運動は、ペットの命を守れば完結してしまう。しかし、シンガーのような動物解放の提唱者のいる欧米では、動物保護運動は社会改革運動の広がりを見せている」と指摘する。<sup>73)</sup>

これは、日本においても殺処分ゼロを目指す取り組みには、まず、人間社会を改革する取り組みとの連帯が必要だという示唆である。この指摘は日本が対峙すべき大きな課題であると同時に、殺処分ゼロの展望を持つヒントになる可能性がある。

道のりは遠く思われるが、その一方で、先進的取り組みを行っている事例も日本国内にある。山口県防府(ほうふ)市のNPO「青い鳥動物愛護会」が、殺処分ゼロの先にある動物と人間との共生を目指すユニークな都市構想を持っている。「命いっぱい癒しの里 水と森と動物」と名付けられている。

この構想は、高齢者施設へ入所するために止む無くペットと別れてきた高齢者の多い中、「お年寄りでも、独身者でもペットと暮らせる環境を整え、都会の生活や人間関係に疲れた人たちをやさしく迎え入れる場づくり」である。つまり、動物と共生できる防府市への移住推進構想である。犬猫と暮らせる老人施設・犬猫付き賃貸住宅・犬猫付きフリースクール・犬猫付きオフィスなどが豊かに組み込まれている。犬の学校や老人施設訪問は既に始められている。<sup>74)</sup>

日本でも、学校・少年院や小児病棟への介在教育、ペット飼養の効果が実証されている事例が複数ある。ペットには生命を尊重する心を育み、非行からの立ち直りを促し生きる希望を与えるセラピー効果があるとフォトジャーナリストの大塚敦子は主張する。<sup>75)</sup> この「青い鳥動物愛護会」の都市構想では殺処分ゼロが最終的な目標ではなく、動物との共生社会を防府市で実現するのが目的である。これは、防府市での社会変革運動の始まりと言えよう。伊勢田が指摘するように、社会改革運動から広がるシンガー的・欧米的動物愛護運動を基本に置くと、防府市におけるこの取り組みは、殺処分ゼロ「後」の社会を構想する上でのヒントになるであろう。

### c) 法学者による動物の権利論

ゲイリー・フランシオン (Gary L. Francione : b.1954) は、2008年アメリカのコロンビア大学で初めて動物の権利論を教えた法律学者である。<sup>76)</sup> フランシオンは、動物の権利を人間の所有物やモノにならない権利だと規定する。また、動物への不当な搾取は廃止すべきと主張する。<sup>77)</sup> 犬や猫などペットに関しては、「人間がペットを従順で卑屈なものに改良した。人間がどれほど大切に処遇しても、ペットとの関係は自然でも正常でもない。ペットは人間の世界では確固とした存在ではない」と分析する。<sup>78)</sup>

フランシオンによるこのペットについての主張は、1898年に出版されたアーネスト・シンプソンによる『シートン動物記』の「狼王ロボ」の物語を彷彿させる。実体験に基づくこの創作物語の中で、ロボは捕らえられた時、シートンの餌を決して食することをせず飢えて死ぬことを選んだ。その狼の野生の気高さにシートンは感嘆するのである。<sup>79)</sup> 長い歴

史の中で人に都合よく品種改良され、飼いならされた犬には、狼の血は全く感じられない。ペット化した犬は本来、狼のように気高く自由に生きるべき存在なのかもしれないことを、フランシオンとシートンは共に思い起こさせるのである。

日本の児童文学作家・椋鳩十も『大造じいさんとガン』で、ハヤブサから仲間を守るために負傷した雁の頭領「残雪」を、その賢さ・気高さ、そして尊敬の念から大造が助ける様子を描き出している。<sup>80)</sup>

このような尊敬の念を人間の都合によってペットとされた動物たちに対しては、感じる機会は少ない。フランシオンの指摘の通りペットは確固とした存在ではない。動物のあるべき自然な姿を自分たちの都合で捻じ曲げてきた人間は、動物に対する重い責任を負わなければならない。この重い責任が動物飼養のモラルを高め、殺処分ゼロの展望を持つヒントになる可能性がある。

#### d) 動物倫理学に基づく動物飼育

ローリー・グルーエン (Lori Gruen : b.1962) は、アメリカのウェズリアン大学でフェミニスト哲学や動物倫理学を専門としている。フランシオンと同じように、動物飼育問題の核心をペットが結果的に人間の勝手にできる財産であるからと指摘する。しかし、人間に動物への積極的共感能力があれば、動物飼育は正当であるとして、動物が人間の所有物となることを否定したフランシオンに反論している。この積極的共感が、殺処分ゼロの展望を持つヒントになる可能性がある。

グルーエンは、多くの場合人間は、動物を虐げるのではなく、動物との間で互いを気遣ったり世話をし合ったりする相互性を指摘している。障害のある人達の中には、コンパニオン・アニマルと暮らすことにより生活の質が大きく向上する例もある。人間を補助する動物達は、自分の役割や人間との関わりに喜びを感じるよう育つこともできる。<sup>81)</sup> ペット愛好家向けのサイトでの調査においては、9割を超える人が動物と共に暮らすことは人生が変わるほどの経験になったと回答している。<sup>82)</sup>

グルーエンは、言葉を話すことができない極めて異質な他者が何を望み、何を言おうとしているのかを動物と暮らすことにより把握する共感能力を育むことができることにも、動物飼育の正当性があると主張している。動物飼育の正当性は、人間がその共感能力を発揮し、動物の要求を満足させ、動物の暮らしを意味ある充実したものにした場合に初めて、立証されるものとなる。グルーエンはさらに、人間は、「飼育下に置いた動物達に対して、可能な限り最高の世話を提供する義務がある」と主張する。<sup>83)</sup> この飼育者としての義務の意味を理解することが動物への倫理観を高め、殺処分ゼロの展望を持つヒントになる可能性がある。

## 4. 4つの提言：展望を持つために

ここまでの議論を踏まえ、犬猫殺処分ゼロへの展望を持つために効果があると考えられることを、新潟県の動物行政、動物愛護団体・ボランティア、新潟県民が取り組むべき目標として4つ提言する。

### (1) 動物愛護法の強化

まず第1の提案は、動物愛護法を強化するために力を尽くすことである。2019年の法改正時、利益優先の考え方が横行し、動物愛護のための十分な改正に至らなかったからである。

その1つ目は、8週齢規制の日本犬6犬種が例外とされたことである。これらの日本犬は、7週齢から大量に売りに出され、大量に遺棄され、その結果大量に殺処分されるリスクに晒される。次の改正年である2024年には世界基準の8週齢規制として、他犬種同様守らなければならない。

2つ目は、法律改正によって、ペット業者を登録制から許可制にしていくことである。ライセンスのある業者のみに動物の取り扱いを許すシステムでなければ、動物虐待は止まらない。これらの法律の改正が実現すれば、業者による生体販売の道は狭まり、生体販売が減れば殺処分は圧倒的に減っていくであろう。法規制は殺処分解決における大きな特効薬になるはずである。次期改正までにそのための準備が必要である。

3つ目として、法改正されるまでの間、県による取り組みで現在の不備の多い動物愛護法を補うことを提案する。県条例を作り例外の6犬種についても8週齢規制に近づけるのである。また、登録制ではあるが行政が適切に取り締まることで、許可制に近い効果を上げていくことである。

4つ目は、2019年の改正法の実施主体実務としての環境省が取り組む数値基準作りに、県が県民と共に注視していくことである。日本の現状には、犬の檻や繁殖制限など欧米基準から数値的に劣るものが複数ある。それらを広く県民に周知し、数値基準作りへの県民の世論を喚起していく。

5つ目は、日本独特のペット流通過程の問題と動物愛護法を学ぶ啓蒙の場を作ることである。例えば、これまで行政が、動物愛護団体と協力して毎年開いてきた動物愛護フェスティバルに、ペット流通過程と動物愛護法を解説できる講師を迎え、愛護法強化の世論を作り出すことなどが考えられる。

### (2) 民間シェルターへの援助

第2の提案は、民間シェルターの存在を周知のものとしていくことである。殺処分を水

際で食い止めているのは民間シェルターであるのに、アンケート分析の通り認知度が低い。その活動を広く県民にPRして、県民からの激励と寄付を募ることも一案である。すでに実施している長野県・岡山県・広島県・福岡県の複数の自治体のように、行政からの援助として、民間シェルターがふるさと納税等の対象になることが有効であろう。

### (3) 実現可能な数値目標を持つ

第3の提案は、犬猫殺処分ゼロの目標を、行政と動物愛護団体など県民の双方で実現可能な数値として掲げ、そのための対策を練り上げることである。理想でもスローガンでもない、県民が一体となって確実に到達できる数値目標として、ゼロのあり方を作り上げる。環境省の3分類のうち、「収容中の死亡数」を殺処分数に入れないことや、「譲渡することが適切ではない」動物の定義を県民と検討することで、どうしても処分せざるを得ない命があるのかどうかを確認し、殺処分が進まないようにする。

### (4) 犬猫殺処分ゼロを支える動物愛護・動物保護思想を学ぶ

第4の提案は、県民が殺処분을させてはならないという強い決意を持つことができるよう学ぶことである。身近にある仏教の「命の平等」や「動物との共生」という動物愛護の考えを再認識する。その哲学的な考えに加え、現状や実質的な活動といった具体的情報を教育現場で広めていく。これは県内の動物愛護団体でも行われている。それらを支援した上で、動物保護先進国を作り上げた欧米の動物保護思想からも学ぶことである。動物の権利思想には様々な考えがある。「動物には知覚や心があるのだから人間と同じように苦痛を与えてはならない。(シンガー)」「動物に対する不当な搾取をしてはならない。(フランシオン)」「人間社会の不当な差別をなくすのと同じように、動物に対する差別をなくしていく。(シンガー・伊勢田)」「人間が動物を自分の所有物にしている以上、動物に対する積極的共感と動物福祉への重い責任と義務を担わなければならない。(グルーエン)」これらの豊富な学びを分かち合うことで、動物愛護に対する議論を深めると同時に、動物に対する倫理感を高め、殺処分ゼロへの決意を支えていくことが肝要である。

## まとめ：殺処分ゼロと動物との共生

日本は、殺処分ゼロに向けて決して前向きではない。2019年、環境省は殺処分の集計に関して「動物愛護管理行政事務提要の殺処分数の分類」を見直し、内容が3つに分類された。前進面もあるが、不十分な数値基準が環境省から提案され、改善すべき問題が存在する。例えば、1年間に2回の出産の許可や、ケージへの2個体収容の許可等である。また、これまで殺処分ゼロを守ってきた自治体が、収容能力を超えたため殺処분을再開した事例

もある（熊本県）。<sup>84)</sup>

このことは、殺処分ゼロを望む人々が、もっと大きな力を持たなくてはならないことを示している。環境省や自治体を動かす世論の力が必要である。世論とは、動物保護や動物との共生により価値を見出す市民の声である。この声が大きいほど、この研究のアンケートの回答者である動物保護に直接関わる方々を励ますのだと思う。

人間と動物との共生、つまり人間と動物がともに幸せになるという大まかな意味において、異議を唱える人は少ないであろう。しかし、「共生」の定義については、ペットをかわいがることを動物の共生と見る人もいる。ペットの殺処分ゼロが達成されれば十分と考える人もいる。シンガーのように、工場畜産・実験動物で犠牲になる命についても、保護しなければならないと考える人もいる。人間に対する不当な差別と同じように、動物に対する不当な差別を同時に解決して社会を変えていこうという人もいる。フランスで動物愛護団体に動物虐待に対する訴訟権を認めた理由、ニュージーランドで大型類人猿の権利を認めた理由、ドイツで動物は物ではなく特別な存在と法律に明記した理由等、動物との共生のとらえ方は深くて広い。県民が動物との共生に深く関心を持つことにより、殺処分ゼロの運動は広がりゼロを実現するであろう。

---

## 註

- 1) 広報会議編集部「捨て犬・捨て猫問題がテーマ『新聞広告クリエイティブコンテスト』入賞作品発表」『アドタイ=AdverTimes』(2017年10月5日)。  
[<https://www.advertimes.com/20171005/article258998/>] (2020年7月25日取得)。
- 2) 総務省「報道資料 我が国のこどもの数—『こどもの日』にちなんで—」(2020年5月4日)。  
[<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/topics/pdf/topics125.pdf>] (2020年7月25日取得)。  
15歳未満人口：1,512万人。
- 3) 一般社団法人ペットフード協会「III. 主要指標 サマリー」『令和元年 全国犬猫実態調査』  
[<https://petfood.or.jp/data/chart2019/3.pdf>] (2020年7月25日取得) 犬の飼育頭数は約8,797千頭、猫の飼育頭数は約9,778千頭合計約1857.5万頭。
- 4) 環境省 統計資料『犬・猫の引取り及び負傷動物の収容状況』『[動物の愛護と適切な管理]』(env.go.jp) [[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/statistics/dog-cat.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/dog-cat.html)] (2020年12月28日取得)。
- 5) 浅川千尋『動物保護入門』(2018年、世界思想社)、15～16頁。
- 6) 「平成30年度 都道府県・指定都市・中核市殺処分合计数 多い順」(2020.4.8) 優李阿オフィシャルブログ [<https://ameblo.jp/nyaromehakase/entry-12588083892.html>] (2021年5月20日取得)。
- 7) 図表1「新潟県動物愛護センター統計情報」  
[<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seikatueisei/1340312497991.html>] (2020年7月25日取得)。
- 8) 新潟県では、この時点で殺処分を致死処分と表している。
- 9) 「新潟県の殺処分ゼロに関する量的調査AB」は巻末に添付。

- 10) 図表4・7・8・9・13の質問番号は、調査の柱①～⑥と関連。
- 11) 「神奈川県動物愛護センターにおける犬猫の保護、譲渡等の状況」(令和元年度)。  
[<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/61885/bessi.pdf>] (2020年7月25日取得)。
- 12) 図表5「新潟県動物愛護計画」をもとに作成。  
[<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seikatueisei/1356797838573.html>] (2020年7月25日取得)。
- 13) 図表6「愛護管理行政事務提要の『殺処分数』の分類」  
[[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/statistics/files/bunrui.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/files/bunrui.pdf)] (2020年7月25日取得)。
- 14) 「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について(論点整理)」、25頁。『2018年12月中央環境議会動物愛護部会』[[https://www.env.go.jp/council/14animal/mat50\\_5.pdf](https://www.env.go.jp/council/14animal/mat50_5.pdf)] (2020年7月25日取得)。
- 15) 「犬猫救済の輸動物愛護活動ドキュメンタリー(2018.5.7)」『犬猫救済の場 TNR日本動物福祉病院』[<http://banbihouse.blog69.fc2.com/blog-entry-6521.html>] (2020年7月25日取得)。
- 16) 「朝日新聞社が運営するペット情報サイトsippo(シッポ)(2019.4.29)」『朝日新聞デジタル』  
[<https://sippo.asahi.com/article/12319515>] (2020年7月25日取得)。
- 17) 浅川千尋『動物保護入門』(2018年、世界思想社)、80頁。
- 18) 「ピースウィンズ・ジャパンが書類送検されました。検察庁宛の嘆願書にご協力ください。」  
『PEACE: Put an End to Animal Cruelty and Exploitation』  
[<https://animals-peace.net/law/peacewankojapan-souken.html>] (2020年7月25日取得)。
- 19) 「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について(論点整理)」(2018年12月)『中央環境議会動物愛護部会』、23頁。[[https://www.env.go.jp/council/14animal/mat50\\_5.pdf](https://www.env.go.jp/council/14animal/mat50_5.pdf)] (2020年7月25日取得)。
- 20) 片野ゆか『ゼロ! 熊本市動物愛護センター10年の闘い』(2014年、集英社文庫)。
- 21) 浅川千尋(2018年)、68頁。
- 22) 『にいがたアニマルガード』[<https://animalguard-niigata.com/>]  
『あにまるガード・新しい家族募集中の動物たち(Facebook)』  
[<https://www.facebook.com/afn.friends>] (2020年7月25日取得)。
- 23) 太田匡彦『「奴隷」になった犬、そして猫』(2019年、朝日新聞出版)、77頁。
- 24) 同書、83頁。
- 25) 同書、81、82頁。
- 26) 太田匡彦『犬を殺すのは誰か ペット流通の闇』(2010年、朝日新聞出版)、41頁。
- 27) 太田匡彦(2019年)、84頁。
- 28) 太田匡彦(2010年)、43頁。
- 29) 太田匡彦(2019年)、96頁。
- 30) 同書、95、96頁。
- 31) 同書、98頁。
- 32) 同書、176頁。
- 33) 太田匡彦(2019年)、174頁。
- 34) 同書、134頁。
- 35) 同書、138、139頁。
- 36) 同書、144頁。
- 37) 同書、129頁。
- 38) 同書、143頁。
- 39) 同書、148、149頁。
- 40) 太田匡彦(2010年)、41頁。
- 41) 太田匡彦(2019年)、138頁。
- 42) 同書、112頁。

- 43) 同書、322頁。
- 44) 同書、322頁。
- 45) 東京弁護士会公害・環境特別委員会編『動物愛護法入門』（2016年、民事法研究会発行）、147頁。
- 46) 東京弁護士会公害・環境特別委員会編（2016年）、147頁。
- 47) 「動物愛護管理行政事務提要動物取扱業等に対する行政による勧告、命令、立入検査、業務停止、登録取消、告発件数（都道府県・指定都市）」2015、2016、2017、2018、2019。  
[[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/statistics/gyosei-jimu.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/gyosei-jimu.html)]（2020年7月25日取得）
- 48) 東京弁護士会公害・環境特別委員会編（2016年）、148頁。「衆議院調査局環境調査室（動物愛護及び管理をめぐる現状と課題）」参照。
- 49) 東京弁護士会公害・環境特別委員会編（2016年）、50、51頁。
- 50) 東京弁護士会公害・環境特別委員会編（2016年）、148頁。
- 51) 太田匡彦（2019年）、177、178頁。
- 52) 浅川千尋（2018年）、96頁。
- 53) 中川亜紀子「ドイツにおける動物保護の変遷と現状」『四天王寺大学紀要第54号』（2018年）、547頁。
- 54) 同書、547頁。
- 55) 太田匡彦（2019年）、225頁。
- 56) 中川亜紀子（2018年）、547頁。
- 57) 同書、548頁。
- 58) 有馬めぐむ『動物保護入門』（2018年、世界思想社）、5頁。
- 59) 同書、141、142頁。
- 60) 浅川千尋（2018年）、147頁。
- 61) 同書、56、57頁。
- 62) 太田匡彦（2019年）、68頁。
- 63) 「生体販売をいち早く中止したペットショップを直撃、売り上げはどう変わったのか」『週刊女性』2019年10月22日号。[<https://www.jprime.jp/articles/-/16234?page=2>]（2021年1月3日取得）。
- 64) 同書、350頁。
- 65) 「資料4 動物の愛護管理の歴史の変遷」『環境省』26頁。  
[[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/arikata/h16\\_01/mat04.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/arikata/h16_01/mat04.pdf)]（2021年5月20日取得）。
- 66) 渡邊斉志「ドイツ連邦共和国基本法の改正—動物保護に関する規定の導入」『外国の立法 214』（2002年11月）178頁、181頁。  
[[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000522\\_po\\_21406.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000522_po_21406.pdf?contentNo=1)]（2021年5月20日取得）。
- 67) 横田晴正『老いゆくペットと幸せに 暮らすための40の心得』（2011年、双葉社）。
- 68) "Peter Singer" *Wikipedia* [[https://en.wikipedia.org/wiki/Peter\\_Singer](https://en.wikipedia.org/wiki/Peter_Singer)]（2020年7月25日取得）。
- 69) ピーター・シンガー著、戸田清訳『動物の解放』（2011年、改訂版人文書院）。
- 70) 「日本の民族問題」『ウィキペディア』[<https://ja.wikipedia.org/wiki/>]（2020年7月25日取得）。
- 71) 「国連人種差別撤廃委員会で厳しく問われた日本の〈差別〉」『imidas』  
[<https://imidas.jp/jijikaitai/d-40-136-18-10-g752>]（2020年7月25日取得）。
- 72) 「男女平等はまた後退 ジェンダーギャップ指数2019で日本は過去最低を更新し121位、G7最低」『ハフィントンポスト』[[https://www.huffingtonpost.jp/entry/story\\_jp\\_5df74276e4b047e8889fdd98](https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_5df74276e4b047e8889fdd98)]（2020年7月25日取得）。

- 73) 「伊勢田哲治文学研究科准教授『社会運動としての動物の権利』2010.07.01」『京都大学新聞』  
[<http://www.kyoto-up.org/archives/1072>] (2020年7月25日取得)。  
伊勢田哲治『動物からの倫理学入門』(2008年、名古屋大学出版会)。
- 74) 「『青い鳥動物愛護会命いっぱい癒しの里 水と森と動物と』の構想」  
[<https://camp-fire.jp/projects/view/148464>] (2020年7月25日取得)。
- 75) 大塚敦子『ギヴ・ミー・ア・チャンス』(2018年、講談社)、大塚敦子『介助犬を育てる少女たち (2012年、講談社)、大塚敦子『<刑務所>で盲導犬を育てる』(2015年、岩波ジュニア新書)、大塚敦子『犬が来る』(2016年、KADOKAWA)。
- 76) "Gary L. Francione" *Wikipedia*. [[https://en.wikipedia.org/wiki/Gary\\_L.\\_Francione](https://en.wikipedia.org/wiki/Gary_L._Francione)] (2020年7月25日取得)。
- 77) 「動物の権利」『ウィキペディア』[<https://ja.wikipedia.org/wiki/動物の権利>] (2020年7月25日取得)。「フランシオンの廃止論」の項参照。ゲイリー・L・フランシオン著、井上太一訳『動物の権利入門 わが子を救うか、犬を救うか』(2018年、緑風出版)。
- 78) ローリー・グルーエン著、河島基弘訳『動物倫理入門』(2015年、大月書店)、168頁。
- 79) アーネスト・トンプソン シートン訳 千葉茂樹『シートン動物記「オオカミ王ロボ」』(2014年、Gakken)。
- 80) 椋鳩十『大造じいさんとガン』(2017年、理論社)。
- 81) 「動物の心を大切に『動物福祉』」『NHKハートネット』(2015年8月28日)。  
[<https://www.nhk.or.jp/hearttv-blog/3400/226129.html>] (2021年5月20日取得)。
- 82) 「【調査】犬を飼って人生が変わったと思う飼い主さんは、約〇割!」『いぬのきもち』  
[<https://dog.benesse.ne.jp/lovedog/content/?id=27228>] (2021年5月20日取得)。
- 83) ローリー・グルーエン (2015年) 169、170頁。
- 84) 「熊本県、犬の殺処分再開 昨年12月、収容能力超える(2017.2.11)」『熊本日日新聞』  
[<https://www.facebook.com/KUMANICHI/posts/1276322025788480:0>] (2020年7月25日取得)。

## 参考文献

- 青木人志『日本の動物法』東京大学出版会、2016年。  
浅川千尋、有馬めぐむ『動物保護入門』世界思想社、2018年。  
アーネスト・トンプソン・シートン著、千葉茂樹訳『シートン動物記「オオカミ王ロボ」』Gakken、2014年。  
伊勢田哲治『動物からの倫理学入門』名古屋大学出版会、2008年。  
伊勢田哲治『社会運動としての動物の権利』「京都大学新聞」2010年7月1日。  
板倉聖宣『生類憐みの令・道徳と政治』仮説社、1992年。  
打越綾子『日本の動物政策』ナカニシヤ出版、2016年。  
太田匡彦『犬を殺すのは誰か』朝日新聞出版、2010年。  
太田匡彦『「奴隷」になった犬、そして猫』朝日新聞出版、2019年。  
大岳美帆『子犬工場』WAVE出版、2015年。  
大塚敦子『介助犬を育てる少女たち』講談社、2012年。  
大塚敦子『<刑務所>で盲導犬を育てる』岩波新書、2015年。  
大塚敦子『犬が来る』KADOKAWA、2016年。  
大塚敦子『ギヴ・ミー・ア・チャンス』講談社、2018年。  
Kaisei『ある犬のお話』トゥーヴァージンズ、2016年。  
片野ゆか『ゼロ!』集英社、2012年。

ゲイリー・L・フランシオン著、井上太一訳『動物の権利入門 わが子を救うか、犬を救うか 緑風出版、2018年。

高槻成紀『動物のいのちを考える』朔北社、2015年。

谷山千華『78円の命』メタ・ブレーン、2016年。

東京弁護士会公害・環境特別委員会編『動物愛護法入門 人と動物の共生する社会の実現へ』民法研究会、2016年。

中川亜紀子「ドイツにおける動物保護の変遷と現状」『四天王寺大学紀要 第54号』2012年。

ピーター・シンガー著、戸田清訳『動物の解放』人文書院、1988年。

藤崎童士 『殺処分ゼロ』三五館、2011年。

本庄萌『世界のアニマルシェルターは、犬や猫を生かす場所だった』ダイヤモンド社、2017年。

棕鳩十『大造じいさんとガン』理論社、2017年。

山田あかね『犬に名前をつける日』キノブックス、2015年。

横田晴正『老いゆくペットと幸せに暮らすための40の心得』双葉社、2011年。

ローリー・グルーエン著、河島基弘訳『動物倫理入門』大月書店、2015年、

(指導教員 山崎由紀)

添付資料

新潟県の殺処分ゼロに関する量的調査 A (民間用)

Q1～Q18の設問にお答えして下さる方のお名前と団体名をお書きください。

お名前 ( )

団体名 ( )

設問 番号	設問
Q1	新潟県では、殺処分が減少しています。他の自治体のように、殺処分ゼロはいつ達成されると思いますか？ (1つ回答)  ・2020年のオリンピックまでに      ・5年以内      ・6年～10年以内に ・10年以上      ・達成されない・わからない  選択した答えの理由をお書きください
Q2	新潟県内の動物保護行政と動物愛護団体との間には協力関係があると思いますか？ (1つ回答)  ・強い協力関係がある      ・協力関係がある      ・協力関係はあまりない ・全く協力関係はない      ・わからない
Q3	あなた、あるいはあなたの団体は、新潟県内の民間の動物愛護団体と交流したいですか？ (1つ回答)  ・強く交流を望む      ・交流を望む      ・交流をあまり望まない ・全く交流は望まない      ・わからない  差し支えなければ、交流のある県内の動物愛護団体名をお書きください
Q4	新潟の動物保護行政は動物愛護団体・ボランティアのことをよく理解していると思いますか？ (1つ回答)  ・よく理解している      ・理解している      ・あまり理解していない ・全く理解していない      ・わからない

Q5	<p>「新潟県動物愛護条例」に悪質な繁殖業者・販売業者などを取り締まる条例を加えるべきと思いますか？（1つ回答）</p> <p>・全くそう思う　・そう思う　・あまりそう思わない  ・全く思わない　・わからない</p> <p>選択した答えの理由をお書きください</p>
Q6	<p>新潟県が、国へ悪質な取扱業者を取り締まる「動物愛護法」の改正を求めることを望みますか？（1つ回答）</p> <p>・強く望む　・望む　・あまり望まない　・全く望まない　・わからない</p> <p>選択した答えの理由をお書きください</p>
Q7	<p>民間のシェルターには、公的な補助が与えられるべきだと思いますか？（1つ回答）</p> <p>・全くそう思う　・そう思う　・あまりそう思わない  ・全く思わない　・わからない</p> <p>選択した答えの理由をお書きください</p>
Q8	<p>民間のシェルターは、必要だと思いますか？（1つ回答）</p> <p>・全くそう思う　・そう思う　・あまりそう思わない  ・全く思わない　・わからない</p> <p>選択した答えの理由をお書きください</p>
Q9	<p>動物愛護法改正の内容について知っていますか？（1つ回答）</p> <p>・よく知っている　・知っている　・あまり知らない  ・全く知らない　・わからない</p>

<p>Q10</p>	<p>動物愛護法が改正されて、マイクロチップ挿入が義務化されたことについてどう思いますか？（1つ回答）</p> <p>・とてもよい ・よい ・あまりよくない ・全くよくない・わからない</p> <p>選択した答えの理由をお書きください</p>
<p>Q11</p>	<p>動物愛護法が改正されて、動物虐待罪の罰則が強化されたことについてどう思いますか？（1つ回答）</p> <p>・とてもよい ・よい ・あまりよくない ・全くよくない ・わからない</p> <p>選択した答えの理由をお書きください</p>
<p>Q12</p>	<p>秋田犬などの日本犬を除き、幼齢8週規制に改正されたことについてどう思いますか？（1つ回答）</p> <p>・とてもよい ・よい ・あまりよくない ・全くよくない ・わからない</p> <p>選択した答えの理由をお書きください</p>
<p>Q13</p>	<p>動物取扱業者は、これまでの登録制のままです。基準の厳しい許可制にならなかったことについてどう思いますか？（1つ回答）</p> <p>・とてもよい ・よい ・あまりよくない ・全くよくない ・わからない</p> <p>選択した答えの理由をお書きください</p>
<p>Q14</p>	<p>動物愛護法の改正は重要だと思いますか？（1つ回答）</p> <p>・とても重要だ ・重要だ ・あまり重要でない          ・まったく重要でない・わからない</p> <p>選択した答えの理由をお書きください</p>

Q15	<p>アテネオリンピックで、アテネ市では野犬の保護100パーセントを実現し、ギリシャ全土に波及しました。東京オリンピックでも、動物愛護政策が東京のみならず新潟県にも波及すると思いますか？（1つ回答）</p> <p>・大きく波及する　・波及する　あまり波及しない          ・全く波及しない　・わからない</p> <p>選択した答えの理由をお書きください</p>
Q16	<p>国際的行事として注目を集める東京オリンピックを、動物を愛する人たちが、動物愛護政策を前進させる好機ととらえることについてどう思いますか？（1つ回答）</p> <p>・とてもよい　・よい　・あまりよくない　・全くよくない　・わからない</p> <p>選択した答えの理由をお書きください</p>
Q17	<p>東京オリンピック前に殺処分ゼロを公約に挙げることについてどう思いますか？（1つ回答）</p> <p>・とてもよい　・よい　・あまりよくない　・全くよくない　・わからない</p> <p>選択した答えの理由をお書きください</p>
Q18	<p>殺処分ゼロに向けた取り組みで、今 最も必要なものは何だと思えますか？（1つ回答）</p> <p>・飼い主のモラルの向上          ・動物保護に関する人材や予算          ・動物愛護法の強化</p> <p>・人々の動物への慈しみ          ・ペット産業への規制          ・その他　・わからない</p> <p>選択した答えの理由をお書きください</p>

### 新潟県の殺処分ゼロに関する量的調査 B (行政用)

内容はA (民間用) と全く同じであるが、Q4で尋ねられた相手が入れ替わるため以下の文面になっている。

Q4新潟の動物愛護団体・ボランティアは、動物保護行政のことをよく理解していると思いますか？